



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

令和2年3月31日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年2月分)について

令和2年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和２年２月分）について

別添

Ⅰ 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

Ⅱ 状 況

事務処理誤りについては１～７のとおりです。

１ 令和２年２月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが４０件、平成３０年度が１７件、平成２９年度が７件、平成２８年度が３件、平成２７年度が５件、平成２６年度以前が２９件、合計１０１件（市区町村において発生した１８件、委託業者等が発生させた２１件を含む）となっています。

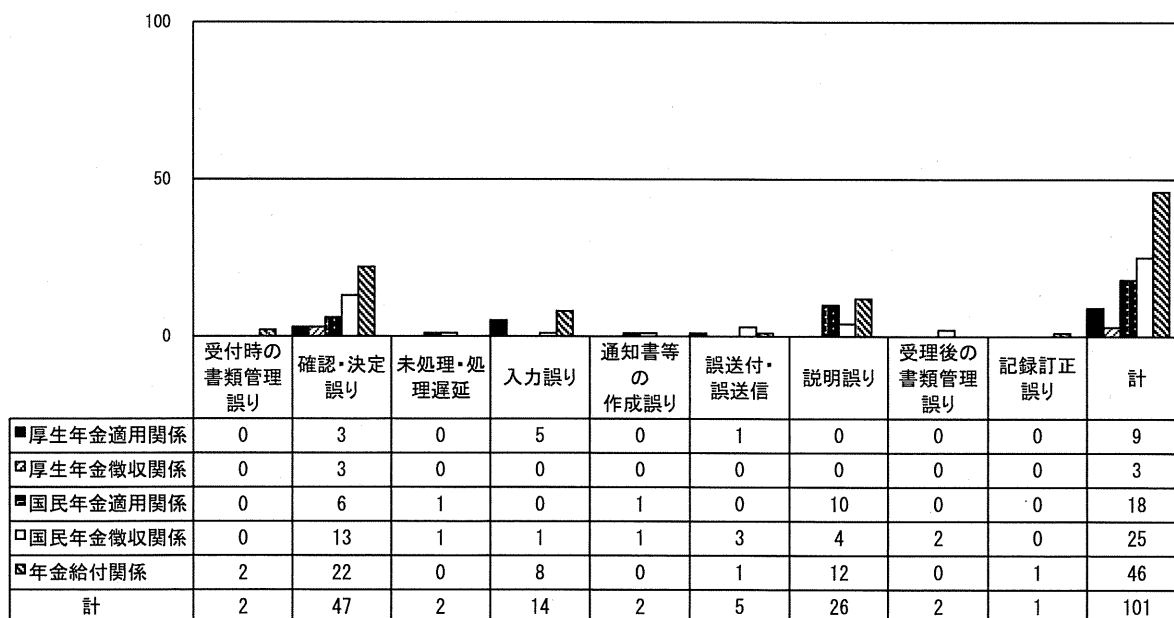
そのうち事案の概要が公表可能な８９件について、一覧で事象をお示ししています。

〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

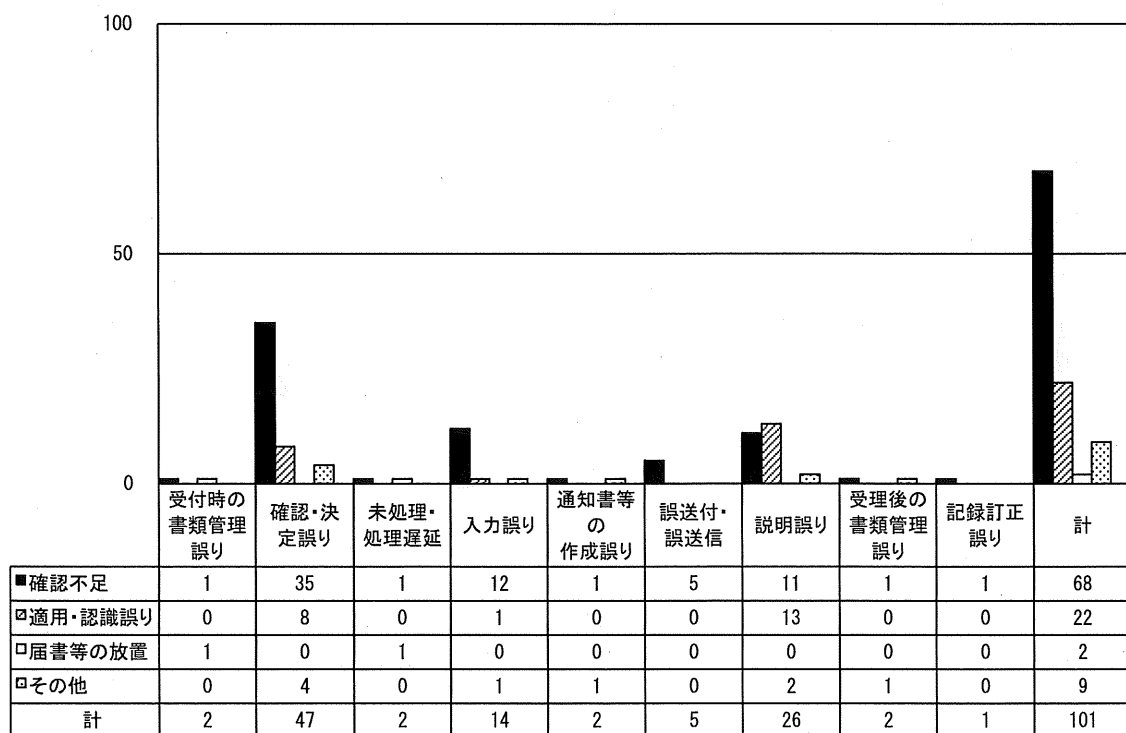
（事務処理システム導入後発生割合）														
発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	14(4)	4(1)	1	2(1)	1(1)	2	2(1)	3	5(2)	3	7	17(10)	40(19)	101(39)
割合	13.8%	4.0%	1.0%	2.0%	1.0%	2.0%	2.0%	3.0%	4.9%	3.0%	6.9%	16.8%	39.6%	100.0%
	◀ 社会保険庁 時代に発生 ▶													

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

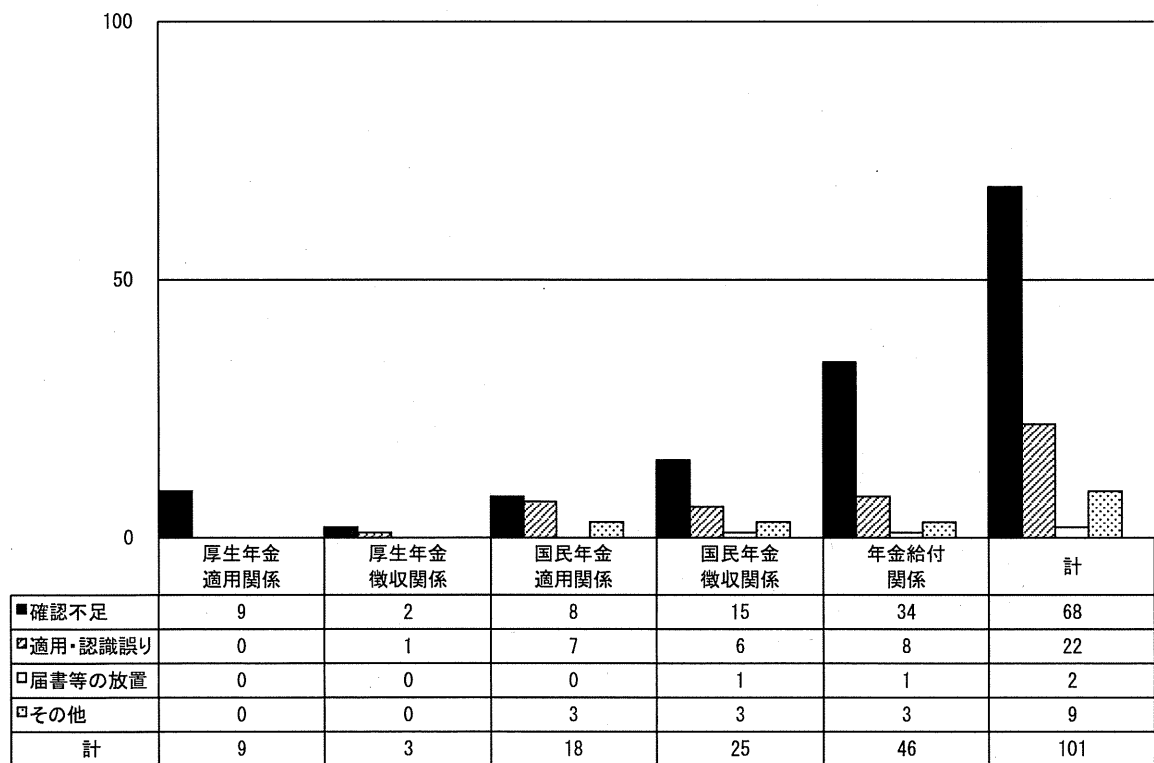
２ 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



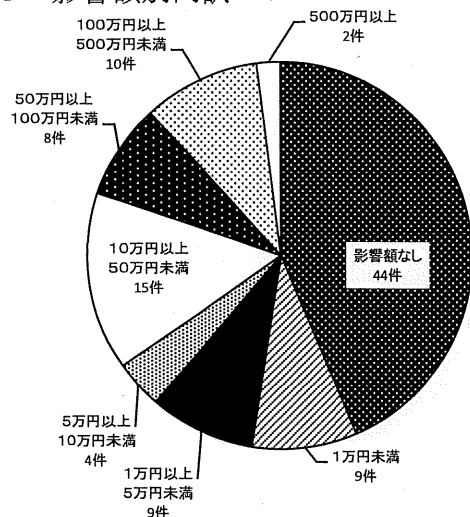
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

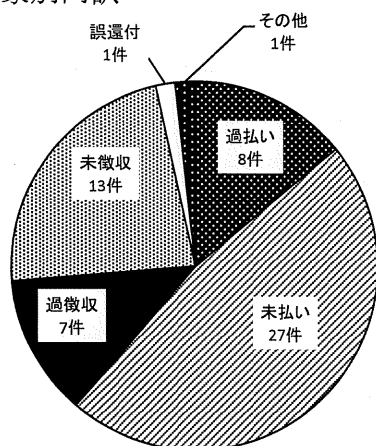


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		4	2	11	14	13	44
1万円未満		0	1	0	4	4	9
1万円以上 5万円未満		0	0	3	3	3	9
5万円以上 10万円未満		1	0	1	0	2	4
10万円以上 50万円未満		1	0	3	4	7	15
50万円以上 100万円未満		2	0	0	0	6	8
100万円以上 500万円未満		1	0	0	0	9	10
500万円以上		0	0	0	0	2	2
計		9	3	18	25	46	101

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	8件	12,154,702	1,519,337
未払い	27件	37,362,117	1,383,782
過徴収	7件	763,725	109,103
未徴収	13件	2,424,885	186,529
誤還付	1件	234,670	234,670
その他	1件	209,760	209,760
計	57件	53,149,859	932,453

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と誤還付	1件	209,760円
---------	----	----------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	45件	44.6%
外部	56件	55.4%
計	101件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払いの別)	令和2年3月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	27件	1,395万円	105,450件	606.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	1,137件	2.9億円	4,566件	11.6億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	3件	237万円	1,594件	12.9億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	3件	268万円	168件	3,830万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	18万円	100件	858万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	1件	1千円	9件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	49件	579万円	389件	6,759万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	2件	539万円	23件	2,891万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,576件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	2件	86万円	19件	542万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	4件	560万円	15件	1,317万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	286件	6.6億円	2,077件	21.1億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	67件	273万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	22件	4,438万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	9件	138万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	76万円	31件	2,110万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	2件	1,775万円	40件	3.5億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	275件	2.6億円	22,672件	16.5億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	0件	0円	572件	6.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	1件	447万円	298件	12.0億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	1,104件	3,855万円	75,458件	14.3億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	8件	788万円	738件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	2件	9万円	79件	1.2億円
		過払い	121件	136万円	121件	136万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和2年2月分の事務処理誤り一覧(1～15ページ)

- | | | |
|-------------------|----|------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1～9 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 3P | 整理番号 10～11 |
| 3. 国民年金適用関係 | 4P | 整理番号 12～25 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 6P | 整理番号 26～48 |
| 5. 年金給付関係 | 9P | 整理番号 49～89 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(16～18ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2006年 7月21日	2020年 1月6日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
2	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2020年 1月24日	2020年 1月28日	○お客様から問合せがあり、委託業者において資格喪失届における保険証返納状況の確認が不足し、保険証回収記録を入力しなかったため、不要な「健康保険被保険者証の無効のお知らせ」が発送されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して資格喪失届における保険証返納状況の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 8月24日	2019年 12月6日	○内部点検により、算定基礎届の報酬の平均額の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、算定基礎届の平均額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	487,728
4		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 8月15日	2019年 9月18日	○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	533,164
5			群馬	高崎広域 事務センター	2018年 7月17日	2019年 7月3日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	874,493
6	賞与支払届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2019年 12月30日	2020年 1月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者における賞与支払届の賞与額の入力時の確認不足により、賞与額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	過徴収	88,735
7	70歳以上被用者関係 届書の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2018年 10月12日	2020年 2月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者における資格取得届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●委託業者に対し、資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	1,132,703

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	被扶養者(異動)届の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域事務センター	2020年 1月21日	2020年 1月21日	○内部点検において、被扶養者の削除処理をするところ、委託業者における確認が不足し、誤って資格取得記録を削除したため、健康保険証の被保険者番号が無効になりました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、健康保険証を交換頂きました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して被扶養者(異動)届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
9	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	長崎	長崎南	2020年 2月5日	2020年 2月6日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、標準賞与額決定通知書について宛先を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した標準賞与額決定通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年 10月31日	2019年 7月17日	○事業所から問合せがあり、保険料口座振替納付(変更)申出書の金融機関の確認を誤り、他の金融機関の金融機関コードを記載し処理したため、保険料の一部が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、保険料口座振替納付(変更)申出書の金融機関の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	200
11			東京	品川	2019年 7月1日	2019年 10月21日	○事業所から問合せがあり、2年以上遡及した届出について確認が不足し、徴収担当部署への引継ぎを不要としたため、保険料額を告知していないことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、2年以上遡及した届出について徴収担当部署への引継ぎを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
12	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	1995年 11月頃	2019年 10月29日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金資格取得届を受理する際の確認が不足し、誤った資格取得日で受付をしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	11,700
13			沖縄	石垣	2014年 1月頃	2019年 11月14日	○担当部署で確認したところ、市町村において、国民年金資格取得届を受理する際の確認が不足し、誤った資格取得日で受付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
14	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	岩手	一関	2009年 7月14日	2019年 11月21日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	14,930
15			鳥取	倉吉	2017年 2月12日	2019年 11月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	442,950
16		説明誤り	北海道	函館	2007年 4月5日	2019年 11月11日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
17			宮城	仙台南	2011年 9月28日	2019年 10月15日		1名	なし	0
18			千葉	松戸	2005年 9月頃	2019年 10月29日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転入の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
19			大阪	八尾	2009年 8月29日	2019年 8月14日		1名	なし	0
20			青森	青森	2006年 7月30日	2019年 3月14日		1名	なし	0
21			北海道	札幌北	2019年 2月20日	2019年 6月5日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	神奈川	横浜南	2016年 12月28日	2016年 12月28日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、受給権確保に必要な月数を越えた任意加入の喪失年月日を案内していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	32,520
23	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	2018年 3月14日	2019年 6月7日	○担当部署で確認したところ、国民年金被保険者種別変更届を処理する際の確認が不足し、誤った種別変更年月日で処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の種別変更年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	130,310
24	国民年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 11月1日	2019年 12月27日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者資格該当通知書を作成する際の確認不足により、誤った期間が記載された国民年金第3号被保険者資格該当通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者資格該当通知書の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
25	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	岐阜	大垣	2019年 1月31日	2019年 7月25日	○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金任意加入申出書の進達漏れが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
26	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	鶴見	2018年 3月30日	2018年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付申出書进行处理する際の確認が不足し、同時に提出のあった国民年金任意加入申出書のみ行い、国民年金付加保険料納付申出書の処理が漏れ、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料納付申出書进行处理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	9,220
27		説明誤り	沖縄	那覇	2019年 3月29日	2019年 4月2日	○担当部署で確認したところ、付加保険料の特例納付申込書进行处理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に納付書を作成していなかったため、納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、付加保険料の特例納付申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	7,200
28	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2018年 12月13日	2019年 2月21日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	45,480
29			埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 10月23日	2019年 12月10日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	182,040
30	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2014年 12月24日	2019年 11月29日	○市町村から連絡があり、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31			東京	目黒	2015年 9月11日	2019年 6月17日		1名	なし	0
32			青森	青森	2010年 1月12日	2019年 3月7日		1名	なし	0
33	国民年金保険料免除期間納付申出書の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年 8月6日	2019年 10月23日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除期間納付申出書进行处理する際の確認が不足し、申出の終期の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金徴収しました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	49,080

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2019年 12月12日	2019年 12月27日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書処理する際の確認が不足し、学生納付特例の対象校でないにもかかわらず、学生納付特例が承認処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書処理する際の、対象校の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
35	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2019年 2月1日	2019年 4月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の必要がないと誤った案内をしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、必要な案内をするよう指導しました。	2名	過徴収	2,480
36	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2019年 3月29日	2019年 6月7日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認が不足し、前納希望にもかかわらず前納納付書を作成しなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	193,420
37		説明誤り	北海道	札幌北	2019年 5月22日	2019年 6月5日	○お客様から問合せがあり、市町村において、納付書の納付対象月の確認が不足し、使用期限内であったにもかかわらず、納付できないと誤った案内を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、納付書の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	16,260
38	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	2007年 10月23日	2020年 1月23日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金保険料還付請求書を対象者あてに送付し、宛所なしで返送され、本来、転居後住所へ再送する必要があったが、再送しなかったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、返送時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	119,700
39	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2020年 1月24日	2020年 1月24日	○担当部署で確認したところ、滞納保険料充当のお知らせを送付しなければならないところ、充当明細書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、送付の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40			栃木	宇都宮西	2015年 1月14日	2016年 9月7日	○お客様から問合せがあり、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	70

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	国民年金徴収関係の誤り	説明誤り	鹿児島	鹿児島南	2019年 12月19日	2019年 12月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料控除証明書の再交付時の確認が不足し、お客様宛に送付していないにもかかわらず、送付済みと誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金保険料控除証明書の再交付時の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
42	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	北海道	函館	2019年 12月16日	2019年 12月17日	○お客様から問合せがあり、納付督促チラシを送付する際確認が不足し、誤った電話番号が記載された納付督促チラシを送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、納付督促チラシの確認を徹底するよう周知しました。	592名	なし	0
43	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域事務センター	2020年 2月3日	2020年 2月6日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認が不足し、納付書を送付する際に、他のお客様の納付書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44			埼玉	埼玉広域事務センター	2020年 1月24日	2020年 1月27日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、充当通知書を送付する際に、他のお客様の充当通知書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した充当通知書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
45			神奈川	事務センター	2020年 2月4日	2020年 2月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認が不足し、免除勧奨文書を送付する際に、他のお客様の被保険者記録照会回答票が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
46	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	新潟	新発田	2018年 6月15日	2019年 12月17日	○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を進達せず保管していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	3名	なし	0
47		受理後の書類管理誤り	和歌山	田辺	2019年 9月頃	2019年 11月18日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
48			岐阜	大垣	2019年 3月29日	2019年 7月3日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2017年 7月27日	2019年 8月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	677,415
50			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 7月7日	2019年 11月22日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金請求書を受付する際、共済組合期間を有する方の請求の場合は、機構における処理だけでなく共済組合へ請求書を回付する必要があるところ、回付が漏れていたため、共済組合において老齢年金の決定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が老齢年金を請求する場合の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
51			本部	中央 年金センター	2019年 6月13日	2019年 8月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書処理時の確認不足から、委託業者が老齢年金請求書の登録処理を漏らしたため、年金が決定されず未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、年金請求書処理時の確認を徹底するよう指示しました。	1名	未払い	650,846
52			本部	中央 年金センター	2012年 10月24日	2019年 10月18日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の確認不足から、誤った雇用保険被保険者番号を登録し老齢年金を決定したため、雇用保険の受給終了による支給停止解除が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の雇用保険被保険者番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	24,150
53			本部	中央 年金センター	2012年 4月11日	2019年 10月23日	○担当部署において確認したところ、雇用保険の受給終了に伴う老齢厚生年金の支給停止解除処理を行う際の確認不足から、事後清算処理を誤って行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、雇用保険の受給終了に伴い老齢年金の支給停止解除処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,125
54		説明誤り	群馬	前橋	2015年 4月10日	2019年 5月7日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができる方に対し、障害者特例の請求ができることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には障害者特例に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,442,539

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	群馬	渋川	2009年 9月17日	2018年 11月8日	○年金相談時の記録確認により、旧厚生年金保険法の通算遺族年金と老齢基礎年金は65歳以降併給できるにもかかわらず、通算遺族年金を受給している方に対し、どちらか一方しか受給できないと誤認し、老齢基礎年金の請求を案内しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には受給要件及び年金の選択関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,814,584
56	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	1997年 3月16日	2019年 10月4日	○お客様から問合せがあり、年金請求書処理時の確認不足から、老齢基礎年金と老齢厚生年金を決定すべきところ、老齢基礎年金の登録を漏らし決定したことから、老齢厚生年金のみ決定され、老齢基礎年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の登録項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,400,544
57			香川	高松広域 事務センター	2017年 9月4日	2019年 12月25日	○年金相談時の記録確認により、年金請求書処理時の確認不足から、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の決定処理を行った際に、老齢基礎年金の決定処理がエラーとなったにもかかわらず、その後の補正処理が行われなかったため、老齢基礎年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、処理がエラーとなった場合に必要となる事務処理について再確認しました。	1名	未払い	76,733
58	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	2019年 6月13日	2019年 8月23日	○機構本部から連絡があり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が、老齢年金の繰下げ請求を希望している方について、65歳請求の年金請求書を受付したことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	過払い	81,815
59			宮崎	宮崎	2018年 10月2日	2019年 8月27日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が、老齢基礎年金を繰下げ待機し老齢厚生年金を65歳から受給することを希望している方について、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の65歳支給の請求書を受付したことから、老齢基礎年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	3,560,598
60	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	埼玉	浦和	2019年 7月29日	2019年 12月24日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、遺族厚生年金請求書を受付する際に、退職共済年金を未請求である場合は、共済組合へ速やかに請求する必要があると説明しなかったこと及び遺族厚生年金を決定する際に、退職共済年金の受給権を有する旨の登録を漏らしたことから、遺族厚生年金を正しく決定するのに時間を要したため、年金の支払いが遅れ未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、共済組合が支給する年金の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	611,261

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
61	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2004年 10月12日	2019年 7月4日	○担当部署において確認したところ、障害年金を障害等級3級で決定した後に、その後の障害状態に基づき、2級に等級を変更した上でさらに1級に等級を変更すべきところ、障害年金決定時の確認不足から、障害等級2級の変更まで行った後、1級への変更処理を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,847,190
62			本部	障害年金センター	2016年 2月16日	2019年 9月17日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、障害不該当として支給停止となっている障害基礎年金・障害厚生年金の障害等級を1級に改定すべきところ、誤って新たに1級の障害基礎年金を決定したため、障害厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,597,983
63			本部	障害年金センター	2019年 11月21日	2020年 1月9日	○担当部署において確認したところ、障害年金請求書審査時の確認不足から、事後重症請求による障害基礎年金を決定すべきところ、認定日請求による障害基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,593,214
64			本部	障害年金センター	2019年 10月31日	2019年 11月27日	○担当部署において確認したところ、障害年金を障害等級2級で遡及して決定した後、直近の診断書に基づき、3級に等級を変更すべきところ、障害年金決定時の確認不足から、障害等級2級のままで支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	253,597
65			本部	障害年金センター	2019年 10月24日	2019年 12月13日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、老齢年金の繰上げ請求日以降は、事後重症による障害年金は決定できないにもかかわらず、誤って障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の支払前であったため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、障害年金決定時には繰上げ支給の老齢年金の受給の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	東京	大田	2019年 12月20日	2019年 12月25日	○機構本部から連絡があり、機構本部における支払スケジュールの確認不足から、振込不能となった年金の再振込についての時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振込不能となった年金の再振込時期を再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
67	加給年金の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2017年 10月25日	2019年 8月23日	○お客様から問合せがあり、加給年金額及び子の加算の対象者の確認不足から、加算対象となる配偶者及び子がいるにもかかわらず、障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届を受付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に加給年金額や子の加算の対象となる配偶者や子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,952,267
68	再裁定の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	1989年 3月頃	2017年 6月22日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金及び障害年金について誤った厚生年金被保険者期間に訂正する再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	192,557
69			本部	中央 年金センター	2008年 12月1日	2019年 8月2日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の登録を一部誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,751
70	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2013年 8月25日	2019年 1月30日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金を受給しているため遺族厚生年金の経過的寡婦加算部分を支給停止すべきところその処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	778,488
71		説明誤り	山形	米沢	2019年 6月27日	2019年 10月23日	○お客様から問合せがあり、年金選択方法の確認不足から、お客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金受給選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	344,144
72	死亡一時金の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2019年 11月26日	2020年 1月16日	○お客様から問合せがあり、再振込を行う際の事務処理手順の確認不足から、振込不能となった死亡一時金について、お客様から再振込の依頼があったにもかかわらず、再振込の処理が漏れていたため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金の再振込を行う場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	120,000
73	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	三重	松阪	2019年 2月13日	2019年 8月29日	○担当部署において確認したところ、標準報酬改定請求制度についての理解不足から、標準報酬改定に請求期限があることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、まだ請求期限内であったため、お客様は請求期限内に標準報酬改定請求を行いました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求について制度内容の再確認を行いました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
74	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	東京	大田	2020年 2月10日	2020年 2月20日	○お客様から問合せがあり、請求に必要な添付書類の確認不足から、委託社会保険労務士が標準報酬改定請求に不要な書類を必要であると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
75	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2007年 8月1日	2019年 9月9日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	400
76			埼玉	春日部	1969年 9月19日	2019年 8月29日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金の計算時に金額の計算に用いる支給率を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金の計算時には支給率の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,486
77	現況届の誤り	説明誤り	熊本	熊本西	2019年 10月18日	2019年 12月18日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年金支給状況の確認不足から、現況届が未提出となっており年金が差止めとなっているため、現況届の提出を案内すべき方に対し、年金相談センターにおいて提出の案内を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●年金相談センターにおいて、年金相談時の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	803,151
78	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	兵庫	豊岡	2010年 12月頃	2019年 6月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、誤って年金の支払を保留する登録を行ったため、通算老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金の支払保留処理を行う際は、保留処理を行う必要があるかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	660,971
79	住所変更の誤り	入力誤り	福岡	久留米	2019年 8月9日	2019年 9月9日	○お客様から問合せがあり、標準報酬改定請求書処理時の確認不足から、住所の入力を誤り標準報酬改定請求の処理を行ったことから、標準報酬改定通知書がお客様に届いていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい送付先へ標準報酬改定通知書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時には記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
80	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	兵庫	尼崎	1989年 9月14日	2018年 12月7日	○担当部署において確認したところ、年金記録訂正時の確認不足から、誤って国民年金の納付済期間を削除し通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,145,416

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
81	年金見込額の誤り	説明誤り	群馬	太田	2019年 5月9日	2019年 11月29日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、年金記録の判明により増額となる年金額を説明する際に、遺族厚生年金との選択関係を考慮しなかったため、誤った年金額で説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82			東京	立川	2018年 3月29日	2019年 7月29日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、年金確保支援法による国民年金第3号被保険者該当届を提出した方に対し、年金額が変更とならないにもかかわらず、誤って年金額が増額となると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
83			大阪	大手前	2015年 8月14日	2019年 12月14日	○年金相談時の記録確認により、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が、振替加算の要件を満たしていない方に対し、振替加算を加算した年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
84	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 9月20日	2019年 12月23日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	24,588
85			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 11月6日	2019年 12月13日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	435,426
86			北海道	事務センター	2020年 1月9日	2020年 2月14日	○金融機関から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の振込に影響はありませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
87	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	尼崎	2020年 1月16日	2020年 1月21日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の受給権者原簿記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者原簿記録回答票を回収し、正しい受給権者原簿記録回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	年金給付関係書類の 管理誤り	受付時の書類管 理誤り	大阪	難波	2019年 12月5日	2020年 1月30日	○市区町村から連絡があり、受付時の確認不足から、市区町村が窓口で受付した年金生活者支援給付金請求書が年金事務所へ回付されていなかったため、処理が行われず給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、届書受付後の書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	1,540
89			神奈川	小田原	2019年 7月17日	2019年 9月11日	○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、市区町村が窓口で受付した障害年金請求書が年金事務所へ回付されていなかったため、処理が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、届書受付後の書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	126,522

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事象
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)（「三共済」）についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。